

宮城県後期高齢者医療広域連合はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師
の施術に係る療養費の代理受領の取扱いに関する事務取扱要領

(平成26年3月25日事務局長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第77条に規定する後期高齢者医療被保険者（以下「被保険者」という。）に係る療養費のうち、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費（以下「療養費」という。）を、法、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について（平成16年10月1日保医発第1001002号）、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について（平成4年5月22日保発第57号）及びその一部改正通知等に基づき、被保険者より委任を受け療養費の支給申請及び療養費の受領（以下「代理受領」という。）を行う者（以下「代理受領者」という。）の取扱い（以下「代理受領の取扱い」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(代理受領の届出)

第2条 宮城県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、代理受領の取扱いを希望する者に対し、施術師、施術所、団体又は法人等（以下「施術所等」という。）に関する事項について、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師施術機関届（様式第1号。以下「施術機関届」という。）及びその内容を証する書類により、届出を求めるものとする。

2 広域連合長は、前項の届出を受けたときは届出内容を審査し、その結果を通知するものとする。

(代理受領者の制限)

第3条 前条の届出ができる代理受領者は、被保険者から代理受領の委任を受けた施術師又はその者が勤務する施術所の開設者に限るものとする。ただし、既に広域連合長に対し届出を行っている施術所等については、その請求内容に不正又は著しく不適正（以下「不正」という。）な事実が認められないときは、代理受領の取扱いを認めるものとする。

(届出事項の変更等)

第4条 広域連合長は、代理受領者に対し、第2条により届出を受けた届出内容に変更が生じたときは、施術機関届及びその内容を証する書類により、届出を求めるものとする。

2 広域連合長は、前項の届出を受けたときは届出内容を審査し、その結果を通知するものとする。

(申請書の提出)

第5条 代理受領者が、広域連合長に療養費を支給申請するときは、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第47条及び宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の医療に関する規則（平成20年宮城県後期高齢者医療広域連合規則第7号）第15条に基づき、次の各号に掲げる後期高齢者医療療養費支給申請書等（以下「申請書等」という。）を月ごとに提出するものとする。

(1) 後期高齢者医療療養費支給申請書（はり・きゅう用）（様式第2号）

(2) 後期高齢者医療療養費支給申請書（マッサージ用）（様式第3号）

(3) 後期高齢者医療療養費送付内訳書（様式第4号）

(4) 前各号に定めるもののほか、広域連合長が必要と認める書類

(申請に疑義が生じたときの取扱い)

第6条 申請書等に疑義が生じたときの取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 広域連合長は、被保険者に対し、法第60条及び第137条の規定に基づき、施術状況の調査を実施するものとする。
- (2) 広域連合長は、施術所等に対し、施術録、施術日報、一部負担金徴収簿等の閲覧、提出等の任意協力を求めるものとする。
- (3) 広域連合長は、他の保険者での不正な保険請求が明らかとなったときは、当該施術所等において受診履歴のある被保険者に対して申請書等の写しを添付した文書により調査を行うものとする。

(改善の要請)

第7条 広域連合長は、代理受領の取扱いにおいて不適正な事実が認められたときは、当該代理受領者へ事務改善を要請することとし、改善誓約書(様式第5号)の提出を求めるものとする。

- 2 広域連合長は、過失により誤って不適正な療養費の請求を行った代理受領者に対しては、原則として、過去1年間遡及して自主点検により返還すべき療養費の額を確定し、期限を定めて速やかな返還を求めるものとする。

(代理受領の取扱いの中止)

第8条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、代理受領の取扱いを中止することができるものとする。

- (1) 故意又は重大な過失により、療養費の申請内容に不正な事実が認められたとき。
 - (2) 前号に定めるもののほか、広域連合長が代理受領の取扱いを認めることが不相当と認めるとき。
- 2 前項の規定による代理受領の取扱い中止の対象者は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 不正な申請書の施術証明欄に記載された施術師及び当該申請書に係る施術を行った全ての施術師
 - (2) 前号の施術師が勤務する施術所等の開設者
 - (3) 前各号に定めるもののほか、広域連合長が必要と認める者
 - 3 広域連合長は、第1項に規定する決定をしたときは、速やかに、その結果を前項に規定する者に通知するものとする。
 - 4 代理受領の取扱い中止の期間は、決定をした日から起算して5年とする。ただし、5年経過後においても代理受領者が返還金を完納していないときは、広域連合長は、完納するまでの間の取扱い中止を継続するものとする。
 - 5 広域連合長は、第1項に規定する決定をしたときには、速やかに、その旨を各都道府県後期高齢者医療広域連合及び県内市町村等に通知するものとする。

(療養費の返還)

第9条 広域連合長は、代理受領者の申請内容が不正であることを確認したときは、代理受領者に対して、原則として過去5年間遡及して返還すべき療養費の額を確定し、期限を定めて速やかな返還を求めるものとする。

(補足)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年3月25日から施行する。